

京都市告示第496号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、財団法人地域総合整備財団を京都市公金収納受託者とし、京都市地域総合整備資金貸付金の償還金の徴収事務を委託します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)